

## 三重県食の安全・安心確保に関する検討会議概要

日時 平成20年9月12日(金)

14:00~15:50

場所 水産会館4階研修室

### 1. 三重県食の安全・安心確保基本方針(案)について

[資料1に基づき、事務局より説明]

(委員)パブリックコメントへの対応について、趣旨の部分を「」で結んでいただいて、非常にわかりやすくなった。

また、新旧対照表の「食の安全・安心確保のために実施すべき施策、1食品等の生産から販売に至るまでの監視・指導體制の充実」についても、事故米の流通事件等が起きてきているので、これも非常に良いと思う。しかし、今回の事故米の件については、行政と業者の長年のつき合いからくる馴れ合いも大きな問題であったと思う。資質向上に努めると加えてもらっているが、倫理観の向上といった面、馴れ合いが生じないような配慮もしていただきたい。

(事務局)

県としての監視指導の充実については、昨年の赤福の問題を受け、今まで別であったJAS法や食品衛生法の窓口を一本化して、監視指導を強化している。また、それにあわせて職員の研修も進めている。

馴れ合いについては、それ以前の問題としてとらえている。記述はしていないが、当然、県民の食の安全を確保するという観点から厳しくやっていく。

資質向上については、職員が高い知識を持ち、適正な指導が行えるよう、技術と知識を身につけるものとして記載した。

(会長)

「-2-(6)経営品質の向上等に対する支援」の記述は、委員のご意見のような意味合いも含めていると受け取っているが。

(事務局)

三重県でも、県庁全体で経営品質の向上に取り組んでいる。その中には、倫理やコンプライアンスはベースとしてある。公務員として、食に携わる者として、それはベースとして持ち続けなければと考えている。

(委員)

職員の資質向上については、「施策を効果的に推進するために」の項目に記述されている。パブリックコメントでも、この場所に入れて欲しいと書かれているが、施策を効果的に推進するための資質向上というよりは、監視・指導の資質向上に力を入れていただきたい。「-1食品等の生産から販売に至るまでの監視・指導體制の充実」に入れた方がよいのではないかと。盛り込むことは良いが、位置づけとしてどうかと思う。

(事務局)

全体的にとらえ、委員の言われた点についても含めたつもりではあるが、単なる一般的な施策を推進するための資質向上にもとられかねないので、記載する位置については検討する。

(委員)

パブリックコメントの2つめについて、監視・指導に内部統制の強化や県民の目を入れてはどうかということだと考えるが、その答の部分に「食品ウォッチャー制度を既に設けている」という文言を基本方針「 - 1 - (4)」に盛りこめば、もっと分かりやすくなるのではないか。

(委員)

先程、委員からのご意見もあったが、「 - 3 行動計画の策定と実行」の上2行から「また、」へのつながりが非常に悪い。しかし、これは基本中の基本なので、あえて文言として載せなくても良いのではないか。

(委員)

その件については、地方公務員法のしほりがあるので、あえて入れる必要はないと思う。これを入れると、あれもこれもとならないか。

(委員)

基本中の基本であるが、レベルがどれくらいかという問題。それならば、コンプライアンスも基本中の基本である。どちらにせよ、「 - 3」に入っていることについては違和感がある。

(会長)

これまでの意見を受けて事務局に預けるので、検討していただきたい。

(事務局)

検討する。

(委員)

参考までに、食品表示ウォッチャーの活動実績、いつから始まって、年間どれくらいの通報があるのかということについて、教えていただきたい。

(事務局)

三重県においては、平成15年度からスタートしている。本年度においては、80名の方が、平成20年6月から平成21年2月までの期間、日常の買い物の中で、消費者の目線で表示をチェックしている。3~4ヶ月の間隔で定期報告をいただくことになっているが、違反が疑われるものについては即時報告をいただき、保健所等が指導に入ることとなっている。本年度の定期報告の結果は、9月の段階で取りまとめ中であるが、即時報告については数件程度の通報をお寄せいただき、適切な指導を行っている。

(会長)

前回の会議の時に、「合理的な選択」という語句については、用語解説を付け、本文中に 印をつけることになったが、基本方針3のタイトル部に 印がついていない。

(事務局)

同様の語句がある場合、最初に出てきた文言に 印を付けている。この語句に関しては、1ページの30行目に最初に出てくるので、そこに付けている。

(委員)

印がどういうものかという説明を最初に入れておけば、見る方が分かりやすいのではないか。内容は、パブリックコメントの意見によくこたえられていると思う。

(会長)

本日、新たにご意見も出たので、事務局の方で検討をお願いしたい。

## 2. 条例の規制条項に関する規則について

〔資料2に基づき、事務局より説明〕

(委員)

「1. 目的」に、「県が把握する必要があると考えられる場合において、事業者自主回収の報告を義務づける」とある。把握した後、県民への情報提供など様々な対応をとるということは理解できるが、最初の目的にこういう表現がくるのはいかがなものか。

(事務局)

報告をいただく目的は、自主回収をスムーズに行い、県民の健康への悪影響を未然に防ぐというものである。報告が目的ではなく、あくまでも手段であるので、それが最初に来る形になっていることについては、検討したい。

(委員)

自主回収の事例Aについて、「機械の不具合により金属片が混入したことが判明したため、自主回収を行った」とあるが、これは、事業者自身が気づいたものなのか、消費者からの通報により判明したことなのかをお聞きしたい。また、事例Bについて、「異臭がするため自主回収した」とあるが、食品衛生法との関わりとして「異臭が発生した理由が確定できていないため、食品衛生法違反とは断定されていない」となっている。異臭がするということは、やはり腐敗等が進行していると思われるのだが、食品衛生法違反と断定できないのは理解できない。事例Cについても、確認された変質品は、缶詰を空けて判明したものなのか、外から確認したものなのかをお聞きしたい。県としても、そこまで把握していただく必要があると考える。

(事務局)

本日は、個々の事例に関する資料は持ち合わせていないので、詳細はお答えできないが、個々の事案については、把握した段階で保健所等が指導し、原因についても把握を行っている。また、食品衛生法違反と断定できないものについて、自主回収を行っているケースについては、原因が分かってからでは遅い場合もあるので、安全策として原因追及と並行して行っているものである。

原因を追及するには、例えば1週間以上かかる場合もある。その時点で回収をかけていては遅い。自主回収というのは、スピードが肝要であるので、疑いの時点で事業者が自主的に回収を行っているということである。

(委員)

事例は端的に書いてもらっているのだろうけれども、もう少し詳細に書いてはどうか。

(事務局)

説明会等では、事例発生の経緯についてなど、記述を工夫したい。

(委員)

規則の文言に関してはよい。説明会で、事業者が迅速かつ正確に対応できるように説明を行っていただきたい。また、色々なケースがあると思うので、「判断に迷ったら、ここに聞く」というような相談窓口も設置していただきたい。

(会長)

自主回収の件数について、空欄と0の違いを教えてください。

(事務局)

事務的なミス。0と空欄は同じなので、統一する。

(委員)

「健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等」の規則案「(1)衛生管理の不備に由来して・・・」とあるが、衛生管理の不備以外のケースは想定しているのか。衛生管理の不備に由来しない場合でも、意図しない微生物、化学物質が含まれるというケースが起きた時は同じ対応になる。工場などで行われる衛生管理を狭義、運送段階等も含めたものを広義とすると、狭義と広義では大きく範囲が変わってくる。問題が発生した際に、もめる種となるので、明確にしていただけるとありがたい。

(事務局)

この文言については、事業者の製造の過程において起こることを想定して入れた。しかし、ご指摘のあった運送過程等も含めて考えていく必要もあると考えている。

(委員)

所有権がどこにあるのかを念頭に置いた誤解の無い表現に変えていただくか、無くしていただくかを検討して欲しい。

(委員)

しかし、あまり細かく書きすぎると、逆に穴もでてくる。「(2)現に食品等によるものと疑われる健康に係る被害が生じている場合」は結果的責任を言っているのではないか。

(委員)

近年は、運送時の温度管理不足など事故も多い。表現を入れるなら広義に理解されるようお願いしたい。

(委員)

「衛生管理の不備」はもっと広義のものと考えている。製造、運送等それぞれの段階があり、全部含まれるのではないか。要は、管理が誰の責任下にあるかということではないか。

(委員)

運送段階も、衛生管理に含まれると考える。どの段階で問題が発生したかが重要。しかし、文言にすると誤解も生まれる。

(委員)

この規則案(1)については、色々なケースがあり、しっかり整理しておかないと、運用段階において現場が迷うことになる。また、三重県内の事業者は、ほとんどが小規模事業者なので、県民へ情報提供する時は十分配慮してほしい。

(委員)

事例Bの場合、原因は確定できていない。確定できていないということは、製造段階であるかもしれないし、運送段階であるかもしれない。それら全体を含めて判断するものと考えている。

(委員)

「衛生管理の不備に由来して」の文言は残してよいと思う。どこの段階で問題が発生したかということ自主回収の報告に記載すれば、問題ないのではないか。

(委員)

食の安全・安心に関する条例は、全国でも19県が制定している。他県はどのように整理しているのか。

(事務局)

規則案(1)と同様の規定を定めている東京都、徳島県、大分県については、三重県(案)と同様に「衛生管理の不備」という文言が使用されている。この文言をなくした場合、製造者の衛生管理の責任外のものも報告義務に含まれることになり、むしろ範囲が広がることになる。

(委員)

事例のAやCは原因がハッキリしているのでいいが、事例Bについては判断が難しい。原因を限定して書くか、簡潔に幅広くとれる言葉で書くか。

どうしてもということではないが、運用後に困らないようにしていただきたい。

行政は、相談には乗ってくれるが、判断はしてくれない。こちらが判断するときに、迷うようなところをできるだけなくして欲しい。また、保健所に相談しても、担当によってニュアンスが違う場合もあるので、統一を図って欲しい。

過去に米の異臭問題があって、原因を調べた結果、原因物質は判明したが、どの段階での混入かは判明しなかった。そのときは、どこの責任なのかあいまいなままになった。

(委員)

「商品・衛生管理の不備などに由来して」とすれば、広義にとれるのではないか。

(事務局)

先程いただいた修正案「商品・衛生管理の不備などに由来して」が法律的に規定できるのかどうか、また、他県の意図するところと本県が意図するところが異なるかといった点について確認する。現在の文言が修正案の趣旨も含んでいるということであれば、修正の必要はないので、再度整理・検討を行う。

(委員)

自主回収を行う場合にも、様々なレベルがある。自主回収情報の県民への提供のしかたには差があるのか。

(事務局)

意図的な差が生じることのないよう原則として全て同等に扱う。他県も同様である。

(委員)

自主回収の報告書の提出先はどこになるのか。

(事務局)

原則として、保健所が窓口になる。

(委員)

情報提供のしかたに差はないということであるが、色々なレベルの回収がある。やむを得ないものから悪質なものまである。自主回収の報告をしたことが悪い結果を招かないよう配慮をしていただきたい。

### 3. 今後の予定について

〔資料3に基づき、事務局より説明〕

(会長)

今後の予定や全体について何かご意見があれば。

(委員)

県で、食の信頼回復サポート事業というのをやっているが、サポート依頼が7月、8月

で4～5件、トップセミナーも5会場で150名と聞いた。赤福の問題があったときには、100名予定のところ400名が応募してきたことを考えれば、喉元過ぎればではないが、意識が低下している現れだと思う。

また、参考までに聞いていただきたいが、事故米の問題についても、各事業所の入出荷のデータを国へ提出するシステムをつくれば、今回のようなことは抑えることができるのではないかと。

(委員)

大きな会社は管理がいきとどいており、スムーズな対応もできるが、中小企業ではそうはいかない場合も多い。説明会は何度でも開催してほしい。条例が事業者の負担にならないよう、最終的にはプラスになるような指導を行ってほしい。

(委員)

説明会は、できれば事業種別で行って、理解を深めてほしい。その方が、事例説明も充実すると考える。また、県内市町との連携も大切なので、しっかりと行って欲しい。

(事務局)

ご指摘いただいた事を踏まえて、きめ細かく事業者への説明会を開催し、理解を得ていきたいと考える。

秦委員が、9月の人事異動に伴い検討委員を辞任されることとなり、検討会議の最後にごあいさついただいた。

(以上)